

東京都市計画地区計画
補助156号線東大泉・西大泉・南大泉地区地区計画 総括図
〔練馬区決定〕

原案

決定箇所
東大泉四丁目、西大泉一丁目、
南大泉五丁目、南大泉六丁目各地内

凡 例

用途地域図の記号

用途地域

建築率(%)

高度地区

日照規制(時間)

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一高	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第2種高度地区
20m②	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m①	25m第2種高度地区
25m②	25m第3種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定	
***	防火地域
**	準防火地域
*	防火指定なし

新たな防火規制区域	
■	新たな防火規制区域

風致地区	
■	風致地区

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口に備え置く指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から30mまたは30mです(30mのものは「=30m」の表示があります)。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。
【地図情報ねまっぶで検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。】